

平成27年12月10日

平成27年(ネ) 第138号 表現の自由及び参政権侵害控訴事件

原告 岩崎 信

被告 延岡市

福岡高等裁判所宮崎支部

控訴人 岩崎 信

証拠説明書

甲	標目	作成日	立証趣旨	作成者	原写
107	飛石自治公民館館則(規約)	昭和56年	飛石自治公民館が行政組織に従属している事実。独立した団体でも任意の団体でもない事実。 飛石自治公民館の館長＝区長＝市政連絡員である。 飛石自治公民館の館長を含む延岡市の全区長＝館長＝市政連絡員を構成員とする延岡市区長連絡協議会は行政組織に従属している事実。独立した団体でも任意の団体でもない事実。	飛石自治公民館	写
108	平成23年度飛石自治公民館総会資料	平成24年4月15日	決算書、予算書に「行政部」とある事実。飛石区長＝館長＝市政連絡員が代表者である飛石自治公民館が行政を行っている事実。 飛石自治公民館、延岡市区長連絡協議会は行政組織に従属している事実。独立した団体でも任意の団体でもない事実。	飛石自治公民館	写
109	第1回役員会のお知らせ	平成24年5月吉日	飛石自治公民館＝区の役員会で「行政報告」の項目があり、行政末端組織である事実。延岡市の行政事務を行っている事実。 この役員会が、平成24年4月度北川町市政連絡員(区長・自治公民館長)会議(甲75)を承けて行われている事実。 毎月同様の役員会が開かれている事実。 飛石自治公民館、延岡市区長連絡協議会は行政組織に従属している事実。独立した団体でも任意の団体でもない事実。	飛石自治公民館	写